

宇多津町県外移住促進家賃等補助金

宇多津町内の民間賃貸住宅に入居する移住世帯への家賃等補助制度

宇多津町は、県外からの移住定住促進を図るため、宇多津町内の民間賃貸住宅に居住する移住世帯に対して家賃等の一部を補助します。

◎補助金額

1世帯あたり最大30万円

(家賃補助月額上限2万円×最大12ヶ月＋初期費用上限6万円)

新婚等世帯は最大42万円

(家賃補助月額上限2万円×最大12ヶ月＋家賃補助月額上限1万円

×最大12ヶ月＋初期費用上限6万円)

※新婚等世帯・・・婚姻届を提出又は宣誓証明書等を交付された日の翌日から2年以内の夫婦

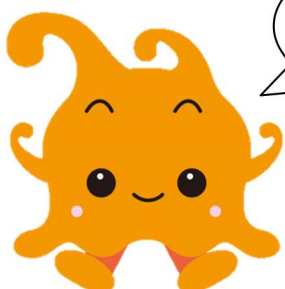
又はパートナー (提出日又は交付日時点で、ともに満40歳未満)

※パートナー・・・宇多津町でパートナーシップの宣誓をされ、宣誓証明書等を交付された2人。

◎受付期間

令和5年1月31日(火)まで

詳しくは、裏面をご覧ください。



家賃の補助って
嬉しいね♪

問い合わせ・申し込みは

香川県宇多津町役場 まちづくり課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881

TEL 0877-49-8009



対象要件 (下記すべてに該当すること)

- ①申請者が香川県外で3年以上在住した後、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、永住し、又は5年以上居住することを目的として、申請年度の前年度の12月1日以降に宇多津町内へ転入していること。
- ②申請者が町内の民間賃貸住宅に居住し、その住所で住民登録していること。
※社宅、官舎、寮、公営住宅でないこと。
※3親等内の親族が所有し、または賃貸借契約している住宅でないこと。
- ③単身世帯でないこと。
- ④日本国籍を有していないときは、日本国の永住権を有していること。
- ⑤申請者が建物の所有者と賃貸借契約を締結していること。
- ⑥家賃（共益費、管理費、駐車場使用料除く）が月額3万円以上であること。
- ⑦公的制度（生活保護、住宅確保給付金等）の家賃補助を受けていないこと。
- ⑧世帯全員が香川県税・町税・国民健康保険税を滞納していないこと。
- ⑨家賃を滞納していないこと。
- ⑩世帯全員が、宇多津町新婚世帯家賃等補助金・宇多津町新婚等世帯家賃補助金・宇多津町県外移住促進家賃等補助金・宇多津町結婚新生活支援事業補助金・宇多津町東京圏UJ1ターン移住支援事業補助金を受けたことがないこと。
- ⑪暴力団ではない。また暴力団の利益にならない住宅であること。
- ⑫【新婚等世帯】申請日において、婚姻届を提出した日又は宣誓証明書等を交付された日の翌日から起算して2年以内であること。
- ⑬【新婚等世帯】婚姻届出日又は宣誓証明書等の交付日現在において、夫婦又はパートナーのいずれかが満40歳未満であること。

補助金額

- ・家賃補助額は、**実質の家賃負担額の2分の1と2万円のいずれか低い額**です（千円未満は切り捨て）。
※実質の家賃負担額＝家賃－世帯員全員の勤務先の住宅手当
 - ・補助対象期間は、**申請者が香川県内に転入した月の翌月から12カ月（新婚等世帯は、さらに12カ月）**
 - ・初期費用補助は、**初期費用（礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料の合計額）の2分の1と6万円のいずれか低い額**です（千円未満は切り捨て）。
- ◎補助金は、原則年2回（1月～6月分を7月に、7月～12月分を1月に）、実績報告後にお支払いします。

申請手続 申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて、窓口に提出してください。

- 世帯全員の住民票（続柄及び世帯主を表示 発行日から1月以内に限る。）
- 住宅賃貸借契約書の写し（契約者、家賃及び家賃支払時期、※初期費用が分かるもの）
- 住宅手当支給証明書
- 世帯全員の町税等（町税、国民健康保険税）に滞納がないことの証明書（申請時点で取得できる最新のもの）
- 世帯全員の県税に滞納がないことの証明書（申請時点で取得できる最新のもの）
- 戸籍附表、住民票の除票等の写し（県外に3年以上在住したことが分かるもの）
- 誓約書 【新婚等世帯のみ】夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書又は宣誓証明書等

☆申請書等様式は、まちづくり課窓口で請求または宇多津町ホームページからダウンロードしてください。

税法上の扱い この補助金は、原則として課税対象です。詳しくは、税務署にご確認の上、申告してください。